

ID: 1028

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

<b>処分の概要</b>	支給決定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条第1項		
<b>法令番号</b>	平成17年法律第123号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第25条第1項の規定による。 (支給決定の取消し)</p> <p>第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給決定に係る障害者等が、第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第20条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	令和 5 年 7 月 28 日